

水道メーター改造修理及び取替業務仕様書

この仕様書は、たつの市水道事業 たつの市長（以下「たつの市」という。）で使用する水道メーター（以下「メーター」という。）の改造修理及び水道メーター取替業務（以下「取替業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

1 （用語の定義）

- (1) 改造修理とは、たつの市所有のメーターの外部容器素材を再利用し、内部部品を新品に交換することをいう。
- (2) 大改造修理とは、改造修理することのできるメーターの在庫がない場合に、たつの市所有の再利用不可能なメーターを材料として提供し、メーターを新たに製作することをいう。
- (3) 新造とは、改造修理または大改造修理することのできるメーターがない場合に、全て新品の部品によってメーターを新たに製作することをいう。

2 （納入するメーター）

納入するメーターは計量法等の関係法令並びに日本工業規格（JIS）及びその引用規格（最新版）のメーターに関する諸事項に適合したものとする。

3 （種類等）

メーターの型式及び計量特性は下表のとおりとする。

型式	口径 (mm)	計量特性				
		流量値 (m ³ /h)				計量範囲
		Q1	Q2	Q3	Q4	R
接線流羽車式 乾式直読式	13	0.025	0.040	2.5	3.13	100
	20	0.040	0.064	4	5.00	
	25	0.063	0.101	6.3	7.88	
	30	0.100	0.160	10	12.50	
	40	0.100	0.160	10	12.50	
たて型軸流 羽車式 乾式直読式	50	0.400	0.640	40	50.00	
	75	0.630	1.008	63	78.750	
	100	1.000	1.600	100	125.000	

〔 Q1：定格最小流量、Q2：転移流量 (Q1×1.6)、
Q3：定格最大流量、Q4：限界流量 (Q3×1.25)、R：計量範囲 (Q3/Q1) 〕
 接続部分は、口径 13～40mm が上水ネジ、口径 50～100mm が上水フランジとする。

4 (材質)

メーター本体の材質は、全口径とも鉛レス青銅鋳物で厚生労働省令（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の別表第1、平成9年厚生省令第14号）で定める浸出性能基準（銅浸出基準0.01mg/l以下）に適合しており、無害なものでなければならない。

5 (塗装)

メーターの塗装は蓋のみ青色（日本塗料工業会色番号A72-40T）とし、本体は無塗装で無色透明の酸化防止処理を行うこと。

6 (メーター番号)

メーター番号を蓋及び上ケースに表示すること。また、番号（数量）についても常に把握し、追加発注の際にはその数字を反映させること。

7 (付属品)

納入するメーター全てにパッキンを必要数付属すること。また、口径50mm以上のメーターには、四つ穴のフランジパッキンとステンレス製ボルト・ナット（焼付防止加工品）を必要数付属すること。

8 (蓋)

口径13～25mmの蓋は自在蓋とする（従来型の上ケースを使用するものに限る）。

9 (市章)

口径13～25mmは上蓋に市章を入れること。

10 (納品)

- (1) 納品は持参とし、担当者の指示に従うこと。
- (2) 口径13～40mmのメーターはプラスチックケースに入れて納品すること。

11 (改造修理)

改造修理については、先行修理ができること。

12 (取替業務)

- (1) 取替業務を行う際には、発注者から発行された「水道メーター取替作業員証」を携行し、水道使用者からの要望があれば提示すること。
- (2) 取替業務を行う際には、上下水道部上水道課へ事前に予定表を提出すること。

- (3) 取替業務が終了した地区においては、速やかに上下水道部上水道課へ「メーター交換一覧表」提出すること。この時、作業予定地区内において取替作業が終了していない取替対象の水栓については、その理由とともに報告すること。
- (4) 取替業務が終了した地区においては、月ごとの取替数を口径別に集計し、翌月初めに報告し、取替委託料を請求すること。
- (5) メーターボックスの中に土砂等が堆積している場合は、速やかに撤去し、たつの市が指示する所定の箇所に搬入すること。

1 3 (業務地)

取替業務にかかる業務地は、たつの市水道事業給水区域（たつの市龍野町・揖西町・揖保町・誉田町・神岡町・新宮町（光都を除く）・揖保川町（半田、片島の一部））とする。

1 4 (取替数量)

取替予定数量については、入札時の数量より増減することがある。

1 5 (メーターの設置)

- (1) メーターは、故障の原因となる衝撃を与えないように取り扱わなければならない。
- (2) メーターを取り付ける際には、流水方向とメーター矢印方向及びメーター番号を確認して取り付けなければならない。
- (3) 取り付けボルト及びナットは、規定のトルクにより締め付けるものとし、片締めにならないようにすること。
- (4) 交換時は、既設のメーター番号と引き上げ指針、新しく設置するメーターの取り付け指針と検満年月及び交換日を「メーター交換一覧表」に記載すること。
- (5) メーターボックス内に土砂等がある場合は、必ず清掃し、清掃した雑物については、持ち帰り処分すること。

1 6 (メーターの補修)

メーター取替が原因による、水道管への異物混入やメーターの故障、止水栓の不具合、ボックス内及びボックス前後の継手2つ目までに漏水等が取替後1年以内に発生した場合には、受託者は無償で補修を実施するものとする。また、これらの補修は当然のことながら、その他の苦情等に対しても、平日・土日、夜間等も迅速な修繕及び対応をするものとする。

1 7 (取替付帯修繕)

- (1) メーター取替時に直結止水栓等の不具合を発見した場合は、直結止水栓等の交換を行うこと。なお、修繕に必要な直結止水栓はたつの市から受託者へ材料を現物支給することとし、修繕料は取替委託料と併せて受託者からたつの市へ請求することができる(修繕料については、落札業者から改めて見積書を徴取することとする)。
- (2) メーター取替時に一次側の給水装置に漏水を発見した場合、簡易なものについては、メーター取替時にあわせて無償で修繕すること。なお、修繕に必要な材料については、工事受付兼工事伝票によりたつの市から現物支給する。
- (3) メーター取替時に一次側漏水を発見した場合で、特殊なもの(コンクリート復旧が必要なもの等)は、速やかにたつの市へ報告し、対応について指示を受けること。この場合、たつの市の指示のもとで受託者が修繕を実施するときには、修繕に必要な材料をたつの市から現物支給する。
- (4) メーター取替時に二次側漏水を発見した場合は、受託者は速やかに水道使用者へ報告すること。なお、水道使用者が受託者へ漏水修理を依頼した場合は、水道使用者と受託者との間で修繕料等を交渉したうえで施工すること。施工後漏水量の認定を必要とするときは、その都度たつの市へ「漏水修理済報告書」に必要書類を添付して提出しなければならない。

1 8 (個人情報の保護)

- (1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、その他個人情報に関する諸法令を遵守すること。
- (2) 受託者は作業従事者に対して上記諸法令に係る研修を実施し、正しい知識を持って本業務を遂行すること。
- (3) 使用者等の情報を使用又は保管するときは、個人情報の漏えい、滅失、損傷、盗難又は改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じること。
- (4) 受託者及び作業従事者は、本業務上知り得た事項を一切漏らしてはならない。これは、業務が終了した後であっても同様とする。
- (5) たつの市の指示または許可なく、たつの市が所有する使用者等の情報の記録された帳票等の複写又は複製をしないこと。
- (6) 本業務の遂行に伴い、たつの市から貸与された使用者等の情報を、委託範囲を超えての利用や目的以外の利用をしないこと。また、第三者への閲覧及び提供をしないこと。
- (7) 本業務の遂行に伴い、使用者等の情報を取り扱うときは、使用者等の権利権益を侵害することの無いよう努めること。
- (8) 受託者は、たつの市の承認を得た場合のみ、自ら使用者等の情報を取扱うこ

とができるものとし、第三者にその取扱いを委託しないこと。

- (9) 本業務の遂行に伴い、使用者等の情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的達成のために必要最低限のものとする。
- (10) 本業務の遂行に伴い、たつの市から引き渡された使用者等の情報を業務完了後、速やかに返還すること。
- (11) 使用者等の情報に関し、漏えい事故等があったときは、速やかにたつの市担当者へ届け出ること。
- (12) たつの市は、受託者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報状況について、随時調査することができる。

19 (入札書)

入札書は所定の様式を使用し、単価・金額・合計欄については全て記載すること。

20 (その他)

この仕様書に定めのない事項については、たつの市と受託者との協議の上、定めるものとする。

なお、特別な理由及び緊急を要する場合は、たつの市の指示するところによるものとする。